

梅小路公園「朱雀の庭」他保全管理業務の公募型プロポーザル方式による受託団体募集
(募集要項)

1 募集の趣旨

当協会は、朱雀の庭の作庭の翌年(平成7年)から今日まで一貫して良好な保全管理をめざしてきました。特に平成20年度から公募型プロポーザル方式による受託団体の選定並びに最長3年の契約延長を進めてきた結果、受託団体が庭園の現状をふまえた提案を行い、当協会の監督職員と協議しながら、中長期的な視点に立った継続的な作業を実施するという体制で庭園の保全管理を行っています。このことを踏まえ、令和5年度の庭園の保全管理業務の受託団体を、公募型プロポーザル方式の選考により選定することとしました。ついては、次のとおり、公募に参加される団体を募集します。

2 募集する業務

(1) 委託業務

① 業務名

梅小路公園「朱雀の庭」他保全管理業務

② 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(この期間の実績が優秀であれば、これ以降年度ごとに最長3年間の延長を可能とします。)

③ 作業場所

梅小路公園朱雀の庭及びいのちの森

④ 主な業務

ア) 樹木管理 … 株物刈込、生垣剪定、高木剪定等

イ) 芝生管理 … 芝刈等

ウ) 園地管理 … 除草清掃・池流れ清掃等

エ) 花床管理 … 花苗植付植替、施肥等

オ) その他 … 庭園管理作業・樹林地管理作業

ただし、業務に必要な資材(花苗、樹木、肥料等)は協会が負担します。

(2) 予定価格及び最低制限価格

予定価格 18,480,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

最低制限価格 14,784,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 求める提案内容

朱雀の庭の保全管理については、当協会の諮問機関である庭園専門委員会の提言を受けて作成した「朱雀の庭保全管理計画並びに管理指針」により、景観のあるべき姿を定めて実施してきましたが、まだ様々な課題もあります。朱雀の庭が現在抱えている課題等を検討し、「朱雀の庭保全管理計画並びに管理指針」に従いながら、今後どのような考え方で業務

にあたるのか提案して下さい。

4 参加資格

下記の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（破産者、入札を妨げる者等）に該当しない者であり、京都市及び当協会から指名停止等の処分を受けていない団体であること。
- (2) 京都市又は京都府内における造園事業（作庭又は維持管理）の十分な受注実績があり、京都市又は京都府内に本社等の主たる事業所を設置していること。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないものであること。
- (4) 現場代理人又は樹木の剪定に携わる技術者には、厚生労働大臣認定の1級造園技能士又は国土交通大臣認定の1級造園施工管理技士の資格を有する者を必ず含むこと。

5 参加手続及び提出書類

参加を希望される団体は、当協会にて配布資料を受け取り、所定の用紙に記入のうえ提出期限までに当協会に持参して下さい。

(1) 提案書及び積算（見積）用資料の配布

- ① 「朱雀の庭保全管理計画並びに管理指針」
- ② 受託希望金額積算用資料（仕様書及び数量内訳表）
- ③ 審査基準
- ④ 提案書類の各様式（希望する団体にはWordデータをお渡しします。）

(2) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 団体の概要（様式2）及び団体の定款
- ③ 4参加資格（3）に係る誓約書（様式3）
- ④ 団体の日本庭園の作庭及び保全管理業務に係る実績等（様式4）
- ⑤ 現場代理人となる者の日本庭園の作庭及び保全管理業務に携わった経歴等（様式5）
- ⑥ 現場代理人又は樹木の剪定に携わる技術者が、1級造園技能士又は1級造園施工管理技士の資格を有することを証明する書類（認定書の写し）
- ⑦ 業務についての提案書（様式6）
- ⑧ 受託希望金額（様式7）

(3) 手続のための資料配布期間、提出書類の受付期間、及び配布・受付期間

配布資料の受け取り、書類の提出の際は、事前に電話連絡のうえ、当協会事務所までお越しください。

配布期間 本要項発表の日の翌日から令和5年3月3日（金）まで（日曜日を除く。）

受付時間 9:00～17:00

提出期限 令和5年3月1日（水）から令和5年3月7日（火）まで（日曜日を除く。）

受付時間 9:00～17:00

配布・受付場所 (公財) 京都市都市緑化協会

所在地：京都市東山区円山町463番地

電話：075-561-1350

6 審査及び契約

(1) 一次審査

提出された提案書をもとに審査を行い、上位の団体（3団体程度まで）を選定します。

(2) 二次審査

応募団体（現場代理人となる者は必ず出席）から提案内容等についてヒアリングを行い、その得点を加味したうえで優秀な団体を委託候補者に選定します。

(3) 契約

①選定された団体と、年度の業務量に基づいた内訳書、仕様書等（協議を行い、合意できた契約条件）について契約します。もし、契約条件が合意できない場合には、選定結果の次点の団体と契約協議を行います。

②契約は令和5年4月1日付で行う予定です。

7 提案書の取扱い

提出された提案書の取扱いは次の各号によります。

(1) 提案書の著作権は、応募団体に帰属します。

(2) 提出書類の返却はいたしません。

(3) 当協会は、審査、施設管理者（京都市）への説明及び選考経過の記録等の目的で、提案書及び写しを使用することができるものとします。

8 実施スケジュール

(1) 募集要項の配布（協会HPによる公表）	令和 5年 2月21日（火）
(2) 提案書提出の締切	令和 5年 3月 7日（火）
(3) 一次審査（書類審査）	令和 5年 3月 9日（木）
(4) 一次審査結果通知	令和 5年 3月10日（金）
(5) 二次審査（ヒアリング）	令和 5年 3月13日（月）
(6) 二次審査結果通知	令和 5年 3月15日（水）
(7) 契約日	令和 5年 4月 1日（土）

9 その他

本件に関する問い合わせは、(公財)京都市都市緑化協会 円山事務所までお願いします。

TEL：075-561-1350 FAX：075-561-1675